

「空き家予防の周知・啓発チラシ」を作成しました！

～空き家について、まずはお気軽に相談を～

本市の空き家数は年々増加傾向にあり、令和5年時点※1で、空き家になっている戸建て※2は6,000戸存在し、10年で1.67倍増加しており、空き家を発生させない予防の取組が重要になっています。市民の皆様は空き家について関心を持っていただき、適切な管理が行われていない空き家の発生を予防するために、空き家を放置することによる様々な影響・危険性、近隣の空き家又は所有する空き家に関するお困りやお悩みごとの相談窓口を掲載したチラシを作成しましたので、今後、広く市民に周知・啓発等を行ってまいります。

※1 令和5年住宅・土地統計調査 ※2 賃貸用、売却用、別荘等を除く

1 チラシ内容（A4サイズ両面）

- ・空き家を放置することによるリスク (①)
- ・空き家が原因の被害事例 (②)
- ・空き家になる前にやるべき大事なこと (③)
- ・近隣の空き家、所有する空き家に関する相談窓口 (④)

2 周知・啓発

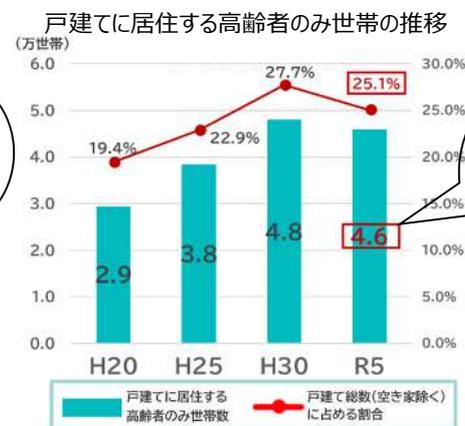
- ・町内会・自治会、防災イベント、各区窓口等で広く周知・啓発を実施



(参考) 本市の空き家に関する状況



出典：住宅・土地統計調査



出典：住宅・土地統計調査

問合せ先
川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 川本
電話 044-200-0174

空き家、 放置されていませんか？

※この画像は生成AIによって作成されており、実在する建物ではありません。

今は良くても放置し続けると…



1 環境への悪影響

ゴミの不法投棄や樹木の繁茂により、害虫や悪臭の発生源になることも

2 防犯上のリスク

不法侵入、残置物の盗難、放火につながる可能性も

3 地域コミュニティへの悪影響

景観の悪化、治安の低下、まちの活気が失われることも

4 防災上のリスク

災害時に倒壊や火災で、避難経路を塞いだり、災害対応の妨げになることも

放火被害 や 損害賠償 になる可能性も…

詳細は裏面へ



放置してしまうと…

空き家が火元の放火被害

長期間管理不全状態だった空き家が不審火により夜間に出火。空き家を含めた3棟が全焼、ほかの1棟もほぼ全焼する被害



※【出典：公益財団法人日本住宅総合センター】「空き家が火元となった建物の事例」

火元の発見が遅れ、延焼被害に繋がりがやすい

損害賠償の可能性



火災や強風による飛散等、自身の建物や敷地内の工作物によって第三者に危害を加えた場合、損害賠償を負う可能性があります。

【損害額の試算例】

■ 火災による隣接家屋の全焼・死亡事故(想定)

都内、高齢夫婦死亡の場合…… **6,375万円**

■ 外壁材等の落下による死亡事故(想定)

11歳男児死亡の場合…… **5,630万円**

※【出典：公益財団法人日本住宅総合センター】「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」

こうなる前に…

地域での交流が大事！



日頃からのご近所付き合いを大切にしましょう。お隣どうしで話し合うことができれば、早期解決につながる場合があります。



川崎市HP
近隣の空き家でお困りの方へ

家の将来を 考えることが大事！



空き家になってからでは大変です。いざというときに困らないように元気なうちに家族や親族で家のことについて話し合いましょう。



自分の・家族等の「家の将来」
を考えるパンフレット



空き家に関するご相談はこちらへ

解決まで時間のかかる空き家問題だからこそ、お困りやお悩みのことがございましたらご相談ください。市役所や区役所に空き家についてご相談いただいた場合は、現地調査を行い、状態を確認した上で、所有者調査を行い、空き家を適正に管理していただくよう働きかけていきます。

近隣の空き家に関する相談

■ 川崎市まちづくり局住宅政策部
住宅整備推進課

044-200-2253

所有する空き家に関する相談

(相続・管理・活用など)

■ 川崎市住宅供給公社 すまいの相談窓口

044-244-7590



(すまいの相談窓口)

【お問合せ先】

川崎市まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

電話：044-200-0517 / メールアドレス：50zyusei@city.kawasaki.jp